

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会
容器包装リサイクルワーキンググループ第27回
議事概要

1. 書面開催とした理由

容器包装リサイクル法の義務量算定に係る量、比率等の数値の審議は、書面開催にて可能なため。

2. 出席者（五十音順）

委員

石川座長、有田委員、大石委員、大熊委員、大下委員、奥野委員、小野田委員、金子委員、川村委員、鬼沢委員、小梶委員、斉藤委員、佐藤委員、篠木委員、杉山委員、田中委員、田辺委員、中田委員、西尾委員、長谷川委員、舟竹委員、保谷委員、百瀬委員、森塚委員

3. 議題

容器包装リサイクル法の義務量算定に係る量、比率等について

4. 審議期間：令和3年9月28日（火）～令和3年10月7日（木）

5. 審議結果

議題について書面審議を行った結果、賛成24名、反対0名、欠席2名により決議された。
なお、委員から以下の意見があった。

<頂いた御意見>

委員氏名	御意見
佐藤 泉 委員	<p>容器包装廃棄物については、廃プラスチック類について中国をはじめとするアジア諸国が輸入禁止を実施し、リサイクルの実態には大きな影響が出ていると思われる。また、製造業者による自主回収、発生抑制も進んでいると思われる。さらに市町村も、分別回収の質及び量に変化があると思われる。</p> <p>昨年度は、レジ袋の有料化があったため、小売業の利用量に相当量の変化があったものと思われる。これらの社会情勢の変化が、今回の再商品化義務量の算定にどのような影響を与えているのか、情報が示されていないため、委員として検討ができない。</p> <p>数字自体は、前提事実の積み上げで機械的に決まってくるものと思われるため、反対ではない。しかし、書面審議とはいえ、形式的な数字で賛成と反対の意見を述べよというのは、審議会としての機能を果たしていないのではないか。</p> <p>来年はプラスチック資源循環に関する新法が施行され、変化は加速すると思われる</p>

	<p>る。容器包装リサイクル法が、法律制定時の目的を達成しているのか、今後の資源循環のなかでどうあるべきかという根本的な問題を抜きにして、再商品化義務量の算定について判断することは、法律の趣旨と異なる考える。</p>
篠木 幹子 委員	<p>・再商品化義務量の算定に係る標本調査に関しては、大企業では回収率が6割を超えているものの、そのほかの回収率は5割強となっています。より正確な数値の算定のために、回収率が少しでも高くなることが重要になるかと思えます。こういった調査の重要性を、異議を回収率が低い対象者に訴えていくことも必要であるように思えます。</p>
田辺 義貴 委員	<p>プラスチック容器包装のリサイクルについては、リサイクル特性を考慮することなく、材料リサイクル優先するなどの現在の仕組みが、低品位な再商品化製品しか生産できないこと、残さが大量に発生し残さ処理のコストが発生すること、再生処理業者の能力等から、合理的な説明ができない社会的なコストを発生させていると考えております。容器包装リサイクル制度については、前回の制度改定後見直しを行う時期を迎えていると考えており、社会コストの削減及びLCAの観点から、合理的な説明が可能な制度に早急に見直ししていただきますようお願いいたします。</p> <p>また、プラスチック資源循環促進法に基づいて製品プラスチックと一括回収して指定法人ルートでの再商品化、再商品化計画の認定による再商品化といった新しい制度を実施に移すに当たっては、収集するプラスチックの範囲の拡大による処理コスト、市町村との費用負担の公平性の担保、再商品化事業者の処理能力、指定法人の運営コストへの影響等、容器包装リサイクルの再商品化の費用を負担している特定事業者に事実上の影響が生じる可能性を危惧しております。制度の実施については、慎重に検討を行うとともに、特定事業者の負担の増加に関して合理的な説明ができない場合には、制度を実施に移すべきではないと考えます。</p>
百瀬 則子 委員	<p>来年度から施行される「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の、製造事業者などによる自主回収・再資源化との整合性について、知りたいと思えます。容器のみの回収リサイクルから、製品プラも含めた回収リサイクルに移行するのでしょうか。</p>

<御意見に対する回答>

(容器包装リサイクルワーキンググループにて提供する情報と容器包装リサイクル法のあり方について)

- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）を所管する関係省庁では、再商品化義務量の算定に係る量、比率等を算定するために、容器包装利用・製造等実態調査（統計法に基づく一般統計。以下「実態調査」という。）を実施しております。この量、比率等については、実態調査等の結果等を基に算出することとしております。
- ・他方で、量、比率等の算定に当たって、社会情勢の変化を適切に把握することは重要であることから、今後の本ワーキンググループでの審議に当たって提供する情報については再検討することとします。

- ・また、容器包装リサイクル法のあり方については、容器包装リサイクル法と親和性の高いプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）の施行状況や容器包装リサイクル制度を巡る諸情勢も踏まえ、関係者の御意見を伺いながら引き続き検討してまいります。

（容器包装利用・製造等実態調査の回答率の向上について）

- ・実態調査の実施においては、回答の無い調査対象者に対して、3度の督促状の発送や電話等により督促を実施しております。また、大規模な事業者については、経済産業省及び農林水産省より直接の督促を行い、統計法に基づく調査であることを説明するなど、回収率向上の取組を実施しております。
- ・実態調査は、統計法に基づく一般統計調査であるため、回答に義務付けを行うことはできないものの、ご指摘を踏まえ、回収率の向上に引き続き取り組んでまいります。

（今後の容器包装リサイクル制度とプラスチック資源循環促進法の制度設計について）

- ・平成28年に、産業構造審議会及び中央環境審議会合同会議で取りまとめた報告書（容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（平成28年5月取りまとめ））においては、「今回の制度全体の検討については、本件取りまとめから5年後を目処に、制度の施行状況等を踏まえて、検討及び必要に応じて見直しを行うことが適当である。」とされており、プラスチック容器包装のリサイクルについては、容器包装リサイクル法と親和性の高いプラスチック資源循環促進法の施行状況や容器包装リサイクル制度を巡る諸情勢も踏まえ、関係者の御意見を伺いながら引き続き検討してまいります。
- ・なお、プラスチック資源循環促進法の制度設計については、審議会での有識者による御審議や現在実施している法律に係る政省令等のパブリックコメント等を踏まえて適切に検討してまいります。

（容器包装リサイクル法の特定事業者による自主回収とプラスチック資源循環促進法の自主回収・再資源化との整合について）

- ・容器包装リサイクル法においては、特定事業者は、その製造等をする特定容器等を自主回収するときは主務大臣の認定を受けることができることとしております（容器包装リサイクル法第18条）。加えて、特定事業者は、再商品化義務量の全部又は一部について再商品化をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならないこととするとともに、当該認定を受けた事業者については、廃棄物処理法の業許可が不要となる特例を措置しております。（容器包装リサイクル法第15条及び第37条）。
- ・そして、来年度から施行するプラスチック資源循環促進法では、製造事業者等による自主回収及び再資源化については、主に自社で製造や販売を行っている容器包装や製品を念頭に、それらが使用済みとなった「使用済プラスチック使用製品」を対象として回収・リサイクルを促進する措置を講じることとしております。
- ・具体的には、プラスチック使用製品の製造・販売事業者等が、使用済プラスチック使用製品の自主回収・再資源化事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができる制度を創設します（プラスチック資源循環促進法第39条）。当該認定を受けた事業者については、廃棄物処理法の業許可が不要となる特例を措置します（プラスチック資源循環促進法第41条）。

問合せ先：

経済産業省産業技術環境局資源循環経済課

電話：03-3501-4978

FAX：03-3580-9489